

(三) 京都區裁判所田邊出張所問題
茲に亦諸君に御相談をせなければならぬ金の要る事が出来て居るのでありますそれは京都區裁判所田邊出張所(登記所)の件であります、御存知の通り之れは從來田邊區の神社の建物を本町が修繕持でお宮さんより借受け、其を裁判所に提供して年々多少の修繕をして來たのであります、近來非常に腐朽して大々的改築を爲さざれば全く使用に堪へ得ざる状態に差迫り、之を今のまゝの土地に置いて建物に大々的修繕をなすか、或は今少しく便利な土地に移轉するかの二途何れかに決定せなければならぬ有様であります、司法省としては出張所に對して唯月額五圓か六圓位の家賃の支拂があるのみで、建築物に對しては少しの補助もなないのであります、御承知の本町の經濟は何れも制限に達する高率を課し來り殊に農家經濟の疲弊せる今日多額な追加負擔をなするは不可能と存じ種々善後策を考究致して居るのであります、從來其關係町村(田邊町外六ヶ村)よりは少しの補助も受けずお互の財産の保護される場所を唯本町のみが其の負擔の犠牲を拂つて來たのであります今後は上述二つの中の何れの途をとるも、多額な費用が要りますので六ヶ村の關係村を歴訪して相當負擔を承諾される様努力して、一段町民の負擔を輕からしむべく目下奔走中で御座います

(四) 土木問題
土木に關しましても隨分と擴張或は修繕の希望を一時に満すも不可能であります、各方面よりいろいろ希望はあり私どもそれへ叶へたきは山々であります、其内一番急を要するものより初めの外はないのであります、その急を要すると思ひますのは、新田邊驛より西に通する府道が片町線の踏切に於て止り此爲に一般の方々が非常に不便を感じて居られるので、是非共其踏切より本街道に直線に連絡すべき道路の擴張が本町發展の匙でもあり、目下最大急務であります、府道編入を許可ありし曙光は受益負擔の意味に於て、本町は擴張に用する土地買收費並に工事に要する總ての經費の十分の三を負擔せなければならぬのであります、最も擴張に關する線に現在の町道に沿ふか或は直線になるか、是れは府の計劃によつて決定される事で未確定であります、何れにしても其沿道の持主の方々は一面には受益の意味に於て又他面には町の發展に奉仕する意味に應する御覺悟あらん事を今より希望する次第であります

(八) 警備に關して
警備に關しまして從來の腕用唧筒が一台損ねまして使用する事が出來ず是も矢張時代に相應しいガソリン唧筒の購入の止むなき事情となりまして、金壹千余圓の金が通常経費以外に支出をしたのであります、前年度繰越金と本年度經費の内よりも出來得る丈け節約をして其購入費に充當したのであります

(六) 本町經濟問題
何分にも切りつめた町の經費を以て町政を運用致します上にいろいろと臨時の費用其筋に申請して一日も早く許可ある事を期待して居るのであります、幸ひにして是が許可ありし曙光は受益負擔の意味に於て、本町は擴張に用する土地買收費並に工事に要する總ての經費の十分の三を負擔せなければならぬのであります、最も擴張に關する線に現在の町道に沿ふか或は直線になるか、是れは府の計劃によつて決定される事で未確定であります、何れにしても其沿道の持主の方々は一面には受益の意味に於て又他面には町の發展に奉仕する意味に應する御覺悟あらん事を今より希望する次第であります

私が斯々申しますれば一面には亦そう經濟狀態計り考慮して消極主義では何事もなす機會がないだらうと心配される方もあるうかと思われますが、當局として決して消極

主義をとる方針でもありません、私共は微力ながら町發展の計劃も種々考究し新規施設の必要も多々あるのでありまするが、故に、積極方針を以てごし／＼資本を投する覺悟でありまするが、さりとて借金政策ばかりでは後日非常な行き詰りを生ずる事は分りきつて居りまするから、甚だしい無理をせず財政の許す範圍に於て是が助成を計らなければならぬと存じます。

(八) 古い言葉ではありますが何をなすにも先立つものは金で金がなければ解決のせなき問題ばかりであります、諸君も御承知の通り家が繁榮すれば経費が増加する様に國でも町でも發展して行けば行く程経費が増すのであります、而して其一面には亦收入の道も自ら増し来るわけであります、繰返し御願ひしますが何卒親愛なる我町民各位は平素出來得る丈けの節約をして新規施設等の必要を認むる場合は納稅が増額するこも是は嬉び勇んで期日に遅れぬ様納稅してもらわなくてはならんのであります

最後に私は町當局と町民諸君全体との十分なる意志の疏通を希望して止まないのであります、總て世の中に不審をいたく程氣持の悪いものはないのでありまするからして居ります。

謹んで神武天皇御即位遊ばされてから、今年までは、實に二千五百八十九年、又天皇様から今上陛下までは百二十四代、萬世一系の御ちすじは此後も極りなく傳はつてなことは誰でも承知してゐますが、さて紀元節とは何かと聞かれるご一寸まごつく人も無いとは限りません、國民としてまことに恥しい事です。

我大日本帝國第一代の天皇様神武天皇が中國と御平定遊ばされて、大和國傍敵の檍原宮で御即位の御大典をおあげになつた日を紀念する爲に定められた大祝日が紀元節です、此れを御定めになつたのが明治五年であります、之は西暦よりはずつと年代が新しい之等は何れも宗教上の紀元を用ゐたので我國のやうに、第一代の天皇様が御即位になつた年を紀元元年として、而かも二千五百

いたい、私共吏員一同は御得心の行く様説明申上げるつもりであります
かくして町民一致團結して御詔書におはせられたる(民心の和合)を實現いたしまして地方共同の福利を十分にあげたいと切望致すのであります、尙其他種々申上げたき事情は澤山ありますが紙面の都合上次報に申上げる事に致します。

紀元節

學校長 大江肇

かうして神武天皇御即位遊ばされてから、今年までは、實に二千五百八十九年、又天皇様から今上陛下までは百二十四代、萬世一系の御ちすじは此後も極りなく傳はつて行くので、國運の隆々としてさかんなことは誠によろこびに堪へぬ次第であります。世界には種々な紀元がありまして、ヤソ教を書き出したキリストの生れた年を紀元一年と數へるのがあります。西暦何年といふのは之に依るので、今年は千九百二十九年になつて居ます、又回々教を開いたマホメットの生れた年を紀元一年とするのがあります、之は西暦よりはずつと年代が新しい之等は何れも宗教上の紀元を用ゐたので我國のやうに、第一代の天皇様が御即位になつた年を紀元元年として、而かも二千五百

餘年と長く續いてゐる例は世界中他に一つもありません、世界何れの國でも開國以來まするに天皇様は今の九州高千穂の宮においてになつて、御東征のはかりごとをお定めになり、大勢の皇族方や、兵隊を引きつれ、道すじの國々を御平定になり、海をわたつて河内に御上陸なされましたが、ナガスネビコといふ賊の爲に邪魔しられ再び海を南に廻つて、紀伊に上陸せられ、熊野の險しい山を越えて、大和國にお入りになりましたが、その地に宮殿をお作りになり、大へん盛な御大禮の式をおあげになつた事が古い書物に記してあります。

一つの朝廷が亡びて次の朝廷が立ち、其のかはり目にはいつも戦が起り、血の川を流し屍の山を築き、誠にいまはしいことの起るのが例であります。

今神武天皇御即位の年、即ち元元紀年に立ちかへつて世界の有様を見ますと、隣の支那は古い國であつて其時は周とい朝廷の魔王の十七年に當つてゐます。

西洋ではヤソ紀元前六百六十年に當つて、今日世界の強國と云はれてゐる、イギリス、フランス、ロシア、アメリカなど何れも野蠻の土地で國家なぞ云ふものゝ無かつた事

は言ふ迄もなく、草木茫茫として人跡も分からぬ有様であつたらうと思はれます、而かも其後支那では周以來大方二十回も朝廷がかはり、イギリス、フランス、などでも幾度も朝廷に變動があつて今日に至つたもので、實に我國建國の遠く深いことはお勅語にも「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」仰せられた如く、はるかに世界各國に立ち勝つて居ります。

此の立派な國家に生れ殊に今日の様な盛な大御代に出あつた私達は身の幸をよろこぶとともに、此の大日本帝國の基を御堅めになつた神武天皇様の御徳を仰ぎ奉り、益々奮勵國家の爲につくさんければならぬ存じます。

町會議員選舉に就て

去る大正十五年法律第七十五號を以て町村制が改正になりました其改正の要点は主として從來の選舉法より選舉權及被選舉權が非常に擴大せられ其れと同時に取締方法も極めて嚴密になりました、本町では来る四月二十五日に初めて此の新らしき選舉法に依つて町會議員の選舉を執行するのであります、其れに就きまして必要な事項を説明しまして諸君の御参考に供し併せて思ひがけない誤の出來ない様に選舉を執行されんことを希望致します。

選舉權

本町内に住所を有する帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子で二年以來町の住民で左の條項に該當せない者が選舉權を有します

一、公民權停止中の者

二、禁治產者及準禁治產者

三、破産者にして復權を得ざる者

四、貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者

五、一定の住居を有せざる者

六、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者

七、刑法第二編第一章第三章第九章第十六章乃至第二十一章第二十五章又は第三十六章乃至第三十九章に掲ぐる罪を犯し六年未満の懲役の刑に處せられ其執行を終り又は執行を受くることなき

に至りたる後其刑期の二倍に相當する期間を経過するに至る迄の者但其期間五年より短き時は五年とす

八、六年未満の禁錮の刑に處せられ又は前號に掲ぐる罪以外の罪を犯し六年未満の懲役の刑に處せられ其執行を終り又は執行を受くる事なきに至る迄の者

被選舉權

選舉權を有する町公民は被選舉權を有するのであります但し左に掲ぐる者は選舉權は有つても被選舉權はありません

在職の檢事、警察官吏及收稅官吏

選舉事務に關係ある官吏及町の有給吏員陸海軍人にして現役中のもの町の有給吏員教員其他の職員にして在職中の者は町會議員と相兼ねることを得ません

議員の任期

町會議員の任期は四年で總選舉の日より起算するのです

選舉人名簿の調製と確定

選舉人名簿は毎年九月十五日現在によつて調製するのです本年四月に執行する選舉に用ひます選舉人名簿は去る昭和三年九月十五日現在に依り調製しましたそれで十一月五日より十五日間當町役場で關係者に縦覽せしめ十二月二十五日を以て確定しましたのです

確定人員合計七百九十七人

内田邊區にて三百五十二人

薪區にて二百三十九人

興戸區にて百四十七人

河原區にて五十九人

選舉の期日と場所

選舉の會場投票の日時及選舉すべき議員の數は選舉の期日前七日目迄に告示しますが別に變りのない限り四月二十五日に

投票及選舉會を當町役場で開きます勿論議員は十二人です

選舉會場

選舉會場の事務に從事する者や選舉會場を監視する職權を有する者又は警察官吏の外は選舉人で無い者は選舉會場に入る事は出來ません

選舉會場で演説討論を爲したり若是喧擾に涉り又は投票に關し協議若は勧誘を爲し其他選舉會場の秩序を紊すことはなりません萬一そう言ふ者がありますれば制止しますが尙命に従はぬ者は選舉會場外に退出せしめます

選舉方法

選舉は無記名投票を以て行ひ一人一票に限ります

選舉人は選舉の當日投票時間内に自ら選舉會場に到り選舉人名簿の對照を經て投票するのです

被選舉人一人の氏名を記載して投函するのです

のであります

盲人は勅令を以て定められたる点字で投票することが出来ます点字投票の器具は役場の投票所に備付けて置きます

自ら被選舉人の氏名を書く事の出來ない者は投票を爲す事が出来ません

投票用紙は町長の定むる一定のものを投票所で渡します

開票

開票の日時は選舉期日前告示しますが投票の日に間違はありませんでしょ

開票開始前を除く外選舉人は其の選舉會の參觀を求むることが出来ます

無効投票

一、成規の用紙を用ひざるもの

二、投票中二人以上の被選舉人の氏名を記載したもの

三、被選舉人の何人かを確認し難きもの

四、被選舉權なきものゝ氏名を記載したるもの

五、被選舉人の氏名の外他事を記入したるもの但し爵位職業身分住所又は敬様の類を記入したものはかまはない

六、被選舉人の氏名を自書せないもの

投票の効力は選舉立會人之れを決定するのでありますが可否同數なるときは選舉長之れを決するのであります

選舉は有効投票の最多數を得たる者を以て當選者と定むるのであります但し議員定數十二人を以て有効投票の總數を除して得たる數の六分の一以上の得票あることを要するのであります

昨年十二月二十五日に確定しました有權者數七百九十七人の中で七百二十票の有効投票があると假定して此の數を議員數十二を以て除して得た數は六十票です此の六分の一の數は即ち十票であります此の十票以上の數で高点者より十二人を當選者と定めるのであります

右の規定に依つて當選者を定むるに當り同數の得票者ある場合は年長者を取り年齢同じき時は選舉長抽籤して之れを定むるのであります

一、當選者選舉期日後に於て被選舉權を有せざるに至りたる時は當選を失ふのであります

一、當選者が定まりましたら當選者に當選の旨を告知し同時に當選者の住所氏名を告示します

當選者が當選を辭せむとする時は當選の告知を受けた日から五日以内に町長に申立てねばなりません

當選者が當選を辭せむとする時は當選の告知を受けた日から五日以内に町長に申立てねばなりません

一、官吏にして當選した者は所屬長官の許可を受けねば之れに應する事は出來ません

又當選の告知を受けた日から二十日以内に應すべき旨を町長に申立てないときは其當選を辭したものと看做します

一、町に對し請負を爲し又は町に於て費用を負擔する事業につき町長若しくは其の委任を受けた者に對し請負を爲す者若しくは其支配人又は主として同一の行爲を爲す法人の無限責任社員役員若しくは支配人にして當選した者は其の請負を罷め又は請負を爲す者の支配人若しくは主として同一の行爲を爲す法人の無限責任社員役員若しくは支配人たることなきに至るに非ざれば當選に應ずることが出來ぬ、當選者が左に掲ぐる事由の一に該當する時は三月以内に補缺選舉を行ふのであります。

(イ) 當選者が當選を辭したとき
 (ロ) 當選者選舉の期日後に於て被選舉權を有せざるに至りたる時
 (ハ) 選舉に關する犯罪に依り刑に處せられ其當選無効となりたる時但し先きに執行した選舉に於て法定の數に達しながら當選者とならざりし者が有る時は補缺選舉を行ふことなく直ちに選舉會を開いて其者の中から當選者を定めるのであります。

選舉人選舉又は當選の効力に關して異議ある時は選舉の日より七日以内に當選に關しては當選者の告示の日より七日以内に町長に申立つることが出來ます。

◎選舉運動に就ての注意
 選舉事務所は選舉の當日に限り投票所を

設けたる場所の入口より三町以内の區域には之れを置く事は出來ません

休憩所其他之れに類似する設備は選舉運動の爲め之れを設くる事は出來ません

何人とも雖も投票を得る爲得しめる爲又は得しめざるの目的を以て戸別訪問を爲す事及連續して個々の選舉人に對し面接し又は電話により選舉運動を爲す事は出來ません

選舉事務に關係ある官吏及吏員は其關係區域内に於て選舉運動を爲すことは出來ません

◎文書圖畫に關して

選舉運動の爲め文書圖畫を頒布し又は揭示する者は名刺及選舉事務所に掲示するものゝ外表面に其の氏名住居を記載せねばなりません

選舉運動の爲め文書圖畫を頒布し又は揭示する者は名刺及選舉事務所に掲示するものゝ外表面に其の氏名住居を記載せねばなりません
 (イ) 當選者が當選を辭したとき
 (ロ) 當選者選舉の期日後に於て被選舉權を有せざるに至りたる時
 (ハ) 選舉に關する犯罪に依り刑に處せられ其當選無効となりたる時但し先きに執行した選舉に於て法定の數に達しながら當選者とならざりし者が有る時は補缺選舉を行ふことなく直ちに選舉會を開いて其者の中から當選者を定めるのであります。

選舉人選舉又は當選の効力に關して異議ある時は選舉の日より七日以内に當選に關しては當選者の告示の日より七日以内に町長に申立つことが出來ます。

個を超ゆること出來ない

文書圖畫は選舉の當日に限り投票所を設けたる場所の入口より三町以内の區域に於て之れを頒布したり掲示する事は出來ない

張札立札看板の類は承諾を得ずして他人の土地又は工作物に之れを掲示することは出來ません

自作農獎勵資金に就て

昭和三年度に於て貸付相成るべき府の自作農獎勵資金に對し本町は昨年五月に金五萬圓を申込むで置きました少くとも二萬圓位の配當を受ける事と思つて居ましたが計らずも本月十八日附で内務部長より本年度に於ては貸付詮議相成難き旨の通知に接しました甚遺憾の至りですが致し方がありません豫め申込を受けて居た方に對しても別に通知は致しませんから御承知下さい

尙是れ迄既に轉貸して居ります方に對しては本年度の償還期が来る三月二十日で御座います故一日も遅れない様に納付して下さい何れ三月十四五日頃には納付通知書を差し出しますが念の爲め申上げて置きます

何れ昭和四年度に於ても貸付がありましょ其時には相當貸付を受けまして希望者に満足せしむる様努力致します考です

昭和二年度當町歲入出決算報告
 昭和二年度の町歲入及歲出は昨昭和三年五

月三十一日に締切り十二月二十日會計検査員の検査を受けました去る一月十五日に町會を開きまして認定を受けたので御座います	十六錢
す今大体に於て内容を御説明申上げます	特別稅戶數割 一萬六千九百二十四圓五
歳 入	八、府補助金 二百四圓四十二錢
子役場前敷地料	九、傳染病豫防費 四十八圓
一、財產收入 金百九十圓四錢	十錢
町及學校基本財產の公債や郵便貯金の利	十一、警備費 五百六十五圓九十五錢
子役場前敷地料	十二、消防組員手當及器具修繕費其他
二、使用料及手數料 金四百八十三圓五錢	十三、財產費 六十九圓
高等科の授業料と町稅滯納督促手數料証	十四、役場建物の火災保險料
明及戸籍の手數料	十五、諸稅及負擔 七百七十三圓九十二錢
三、交付金 千二百五十六圓四十九錢	町有財產の不動產に対する國稅府稅及田
國稅や府稅及水利組合費の徵收に對する	邊町草内村組合病院負擔金及府の分賦金
交付金	十五、雜支出 四十三圓五十三錢
四、國車下渡金 五千百四圓四十四錢	十六、隔離病舍費 二百七十五圓二十五錢
義務教育費に對する國庫よりの下渡金	十七、隔離病舍を開院した費用
五、操越金 二千七百三十九圓一錢	十八、公債費 二千三百七十四圓
大正十五年昭和元年度の精算殘金	十九、財產買入費 三十四圓八十錢
六、雜收入 五百三十一圓三十六錢	二十、補償費 千六百七圓三十六錢
役場不用品賣却代や舊病舎の賣却代金や	二十一、電車々庫用敷地買入の補償金
徵兵旅費の繰替金の戻し入れ	二十二、青年訓練所費 六百五十五圓三十七錢
七、町稅 二萬七千四十九圓九十三錢	二十三、青年訓練所指導員給料及備品其他
地租付加稅 四千四百三十一圓三十六錢	二十四、學生の給料及其他必要の經費
特別地稅付加稅 四百四十四圓六十二錢	二十五、青年訓練所指導員給料及備品其他
營業収益稅付加稅四百七十七圓五十六錢	二十六、學生の給料及其他必要の經費
府稅家屋稅付加稅 千九百六十九圓七十	二十七、學生の給料及其他必要の經費
二錢	二十八、學生の給料及其他必要の經費
府稅營業稅付加稅五百四十五圓六十一錢	二十九、學生の給料及其他必要の經費
府稅雜種稅付加稅 二千二百五十六圓五	三十、學生の給料及其他必要の經費
青年訓練所費 六百五十五圓三十七錢	三十一、學生の給料及其他必要の經費
青年訓練所指導員給料及備品其他	三十二、學生の給料及其他必要の經費
歲出合計三萬二千八十三圓七十六錢	三十三、學生の給料及其他必要の經費
青年團、處女會、補助金及敬老會教育獎勵費	三十四、學生の給料及其他必要の經費

歳入出差引金五千四百四十九圓九十八錢
之れが即ち昭和二年度の精算残金で昭和三
年度に繰越金として歳入済であります此の
様に澤山の残金が出来ましたのは隔離病舎
の借入金に對する償還が一ヶ年遅れました
結果負擔額が少なかつたとの義務教育費國
庫下渡金が多かつたのと今一つは滞納金が
一掃除出來た結果であります然しながら昭
和三年度の豫算に於て既に四千三百十四圓
計上されて居るので御座います

警備て就に

客臘當町消防組々頭竹村寅市 部頭山村矢
一郎同寺本庄藏同小野勇治郎氏が辭職され
ましたので左記の通り警察部長より任命さ
れました

組頭	北川忠一郎
第一部部頭	山岡辰三
第二部部頭	小西榮次郎
第三部部頭	村山久三
第四部部頭	北尾種治郎

尙各部小頭缺員になりましたから左の諸氏
が任命されました

第一部小頭	小西惣市郎
第二部小頭	太田源吾
第三部小頭	小野末吉
第四部小頭	北尾正夫

兵事

昨秋購入しました能力偉大なる鈴木式バル
ブレス唧筒の機關手として各部より擇抜さ
れました諸氏の氏名

竹村上佐一	北尾善一
太田清治	喜多吉三
池永丑之助	西村源次郎

去る一月四日出初式の當日小學校講堂に於
て多年當町消防組の爲め盡瘁された左の諸
氏に對し伊室井手警察署長より表彰狀（記
念品）を添へ感謝狀を授與されました

表彰狀

元組頭 竹村寅市	元部頭 山村矢一郎
元部頭 寺本庄藏	元部頭 小野勇治郎
西川三四郎	小西嘉一郎
竹村信藏	西川幸太郎
小西徳太郎	西川興八
江守孝次	
村上増太郎	岡山重次郎
喜多繁一郎	里村繁治
北尾勇治	竹村新一

あります

演習召集

軍志願兵の検査が執行されます將來ある
帝國海軍々人として志を立てんとする青
年は奮て志願して下さい志願書は検査の
當日迄に町役場を經由して府廳へ出せば
よいのですが成る可く早い方がよろし志
願者は役場へ御越し下されば詳細説明し
て手續を致します

徵兵検査

本年度の徵兵適齡者は明治四十一年十二月
二日より同四十二年十二月一日迄の間に於
て出生された方です適齡届は其戸主から夫
れ夫れ手續を爲されたでしやうが手續未濟
の方は至急本籍地の役場へ届出をしなさい
若し本籍地外へ寄留されて居つて寄留地で
居る市町村の役所又は役場へ行つて手續を
しなさい遅くなりますと許可されんことが
あります

感謝狀

海軍志願兵検査
本年三月二十九日相樂郡木津公會堂で海

昭和四年二月一日

田邊町報

(9) 第三號

四日以内に聯隊區司令官に到着する様に町長警察署長を經由して届出をせねばなりません無論令狀受領後は届出は出來ませんが令狀を受取る迄と言へども許可されんことがあります右によつて届出を爲さんとせらるゝ方は一日も早く役場へ来て下さい其手續を教へます

簡閱点呼

在郷軍人にして寄留地に於て簡閱点呼を受ける者は毎年三月三十一日迄に寄留地の聯隊區司令官に宛て市町村長警察署長を經由して願書を差出さねばなりません

本年度に於てそうゆう方がありますれば期限に遅れない様に其手續をしなさい此の期限内に届出られた分は許可される事が通例であります右の期日後に於て寄留地に於て受けんとする者は情を具し本籍地及寄留地の市町村に於ける簡閱点呼執行期日より各二十日本籍地の聯隊區内の寄留地に於て簡閱点呼を受けんとする者に在りては七日前に前との同じく聯隊區司令官に願出ねばなりません但し許可されない事もあります

道路愛護に就て

現在に生活する者で道路を利用せぬもの

道の三つに區分されて居ますが何れも吾々生活上最も必要欲くべからざる交通機關であります此の道路の良いと惡いは吾々個人としての便不便に止まらず町村の盛衰發展にも非常に關係する問題であります

國道や府縣道に對しては國なり府なりが改修もし修繕もして修下さいますが中々數が多い事ですから充分の注意はされて居ますても相當擴張もし修繕もして貰らはなければならん個所も澤山あります、まして町道に於ては全部町及區民の負擔に依らなければ擴張はおろか修繕さへ出來ぬので御座います、年々町の豫算に計上されます土木費は本當に少額です此僅かな金を以て主要な町道を修繕し其他は區の協議費を以て改修や修繕を行つて行くので御座いますから中々行き届きませんので御座います、そこで各位の御努力を願ひたい事は他では御座いません、自分の家なり所有地の附近や日常交通します道路は充分清潔にし少々破損し始める様な事に氣が付きましたら早い目に御手入れを願ひたいのです、又少しの手間に及ばない時や捨てゝ置けば大變な事になる事に又人が迷惑すると言ふ様な事を知らせ願ひたいのですそしてお互に我町や區の繁榮便利の爲めに道路を善くする事に協力一致して盡しましょ

納稅に就て

諸君の御努力と御理解の結果餘程成績が良くなりました昭和二年度分に對しては決算報告の通り成績極めて良く徵收延期處分を爲した分は少しもなく極少額の欵損處分を爲したるのみに有之全部滯納は一掃した譯であります昭和三年度分に對しても相當成績は良好ではありますが町稅調定總額二萬七千五一圓四十錢に對し約一割強の滯納額があるので御座います

昭和三年度の出納閉鎖期も近づいて來ますので滯納整理をせねばなりません吾々關係者は責任上未納者に對しては督促もします督促しても尙納付して下さらぬ方に對しては止むを得ず強制處分をせねばならぬ事になります

どうか餘り手數を煩はさない中に御納付して下されむことを希望するので御座います。

編輯者より御断り申上ます

本町農會の有益な記事が澤山あります紙面の都合で次號に譲りますから御承知して

(10) 昭和四年二月一日

下さい次号は来る三月か四月の中頃迄に發行したいと思ひます
何分頭腦の薄しい素要のない者が編輯する
のですから文章の拙ない点や物足らない点
は澤山ありますが多忙なる事務の間隙や暗
らい電燈の下で編輯したのです我慢して御
心棒して下さい

◎お金ためても

主意!

盜火

難災